

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年5月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200913号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300017号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年7月20日の標準賞与額を32万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月20日

A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与の明細書はないが、通帳において賞与の振込が確認できるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及びA社の同僚の個人支給明細により、請求者は、請求期間において同社から33万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写し及び同僚の個人支給明細により推認できる厚生年金保険料控除額から32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月20日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出を漏らした旨認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年7月

20日の賞与に係る厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。